## 鳥取県告示第665号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定 介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示す る。

平成20年10月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代の氏名	弋表者	主たる事務所の所在地		介護予防サービス事 業を行っていた事業 所の所在地	介護予防サー ビスの種類	廃止年月日
野津 史博	事	鳥取市卯垣四	野津医院	鳥取市卯垣四丁目	介護予防訪問	平成20年9月
		丁目107-5		101	看護、介護予	30日
					防訪問リハビ	
					リテーショ	
					ン、介護予防	
					居宅療養管理	
					指導	